

小規模修繕の見積合わせに参加するにあたっては、次のことに留意してください。

1 見積合わせ通知書の交付

見積合わせの新着情報は、見積合わせを行う日の属する週の前週の金曜日の午後2時～3時に建設局監理検査課のホームページに掲載しますが、見積合わせ通知書は見積合わせを行う週の月曜日（月曜日が休日のときは、その翌日とする。）（以下「見積合わせ日」という。）午前9時から見積合わせを行う前日まで、修繕を行う土木事務所及び区画整理事務所等（以下「土木事務所等」と言います。）で先着10社に交付します。

ただし、見積合わせ日の午前9時10分までに10社以上の交付希望者があった場合は、抽選で10社を決定します。

2 辞退

見積合わせの通知書の交付を受けた後、辞退をする場合は、別に定める様式の辞退届を、交付を受けた土木事務所等の長に提出しなければなりません。

3 遅刻と欠席

見積合わせの時刻に遅刻する場合は、必ず見積合わせ通知書の交付を受けた土木事務所等に連絡をしてください。また、後日辞退届を提出してください。連絡がなかった場合は無断欠席とみなします。

無断で2回欠席した場合は、それ以後の建設局所管の小規模修繕に関する見積合わせには参加できません。

4 使用印鑑

見積合わせに使用する印鑑は、行財政局財政部契約課に届けているものを使用することとし、異なる場合は当該見積合わせの結果を無効とします。

5 見積合わせの回数

見積合わせは最大でも2回しか行いません。予定価格を下回る見積書の提出がない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約を行います。ただし、交渉の結果、予定価格を下回る提示がない場合は、内容を改め別途見積合わせを行います。

6 同額の見積書の提出があった場合の取扱い

1回目に予定価格を下回った同額の見積書の提出があった場合は、再度見積合わせを行います。2回目も再び同額の見積書の提出があった場合は抽選で契約予定者を決定します。

7 契約予定者決定後の辞退

契約予定者が決定してからの辞退は不誠実な行為とみなし、それ以後の建設局所管の小規模修繕に関する見積合わせには参加できません。

(あて先) 京都市長

辞 退 届

小規模修繕件名

履行場所

上記のことについて、都合により見積合わせを辞退します。

平成 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

印